

A I オンデマンド交通運行事業委託仕様書

本仕様書は、富良野市が「A I オンデマンド交通運行业務委託」の受託候補者を公募するにあたり、必要とする基本的な事項について定めるものである。

なお、業務の詳細については、受託者の企画提案をもとに双方で協議をして定める。

1. 業務名 A I オンデマンド交通運行业務委託

2. 業務の目的

令和3年度に富良野市が実施した公共交通乗降調査において、市内を運行する路線バス4路線は、農村集落等の郊外部と市街地を結ぶ移動手段が主な役割となっており、市街地内の移動は少ない状況であるとともに、利用者数は年々減少し路線を維持するための本市の財政負担も増加している。また、同年度に実施した公共交通に関する市民アンケート調査では、本市の公共交通の改善点について、「運行時間帯と移動したい時間帯が合っている」「目的地まで公共交通で行くことができる」「運賃が安い」「自宅から公共交通の乗り場まで近い」に対して4割以上の回答があった。このような状況を背景に令和5年3月に策定した富良野市地域公共交通計画の市街地区内の施策として、「市民の細やかなニーズに対応できる新たなモビリティの検討」が示された。

そのため、運行経路・運行時刻が定められていない乗合型の公共交通サービスであるオンデマンド交通を市街地内の区域に導入し、路線バスの定時定路線の運行形態では対応できなかった運行頻度や停留所までの距離を改善し、A Iによる最適ルートでの速達性を確保することで、利用者の細かな移動ニーズに対応し、公共交通の利便性向上と市民の外出機会の創出を図るために実証運行することを目的とする。

3. 業務期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

- (1) 実証運行準備業務 契約締結日の翌日から令和5年10月31日まで
- (2) 無償実証運行业務 令和5年11月1日から令和6年2月2日まで
- (3) 有償実証運行业務 令和6年2月5日から令和6年3月29日まで

4. 業務内容

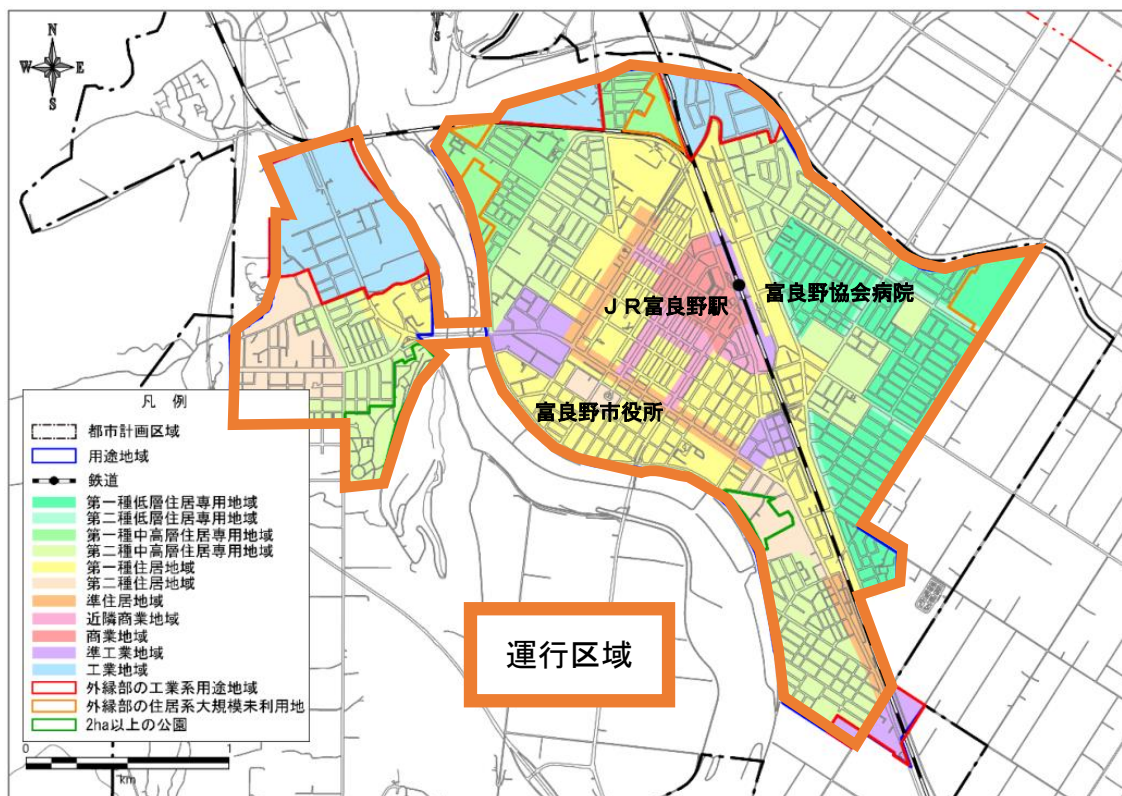
- (1) A I オンデマンド交通の運行

① 運行日時

令和5年11月1日から令和6年3月29日までの月曜日から金曜日の9時～12時、13時～16時とする。

ただし、令和5年12月30日から令和6年1月3日まで（富良野協会病院休診日）及び国民の祝日に関する法律に規定する祝日は運休とする。（運行予定日数は99日）

② 運行区域



③ 運賃 (令和6年2月1日から3月31日まで)

一般運賃 (中学生以上)	300円
こども運賃 (小学生)	150円
乳幼児運賃 (無料)	無料

④ 運行車両

運行車両は富良野市から貸与する車両1台 (ハイエース) とし、燃料費、及び任意保険料は富良野市が負担する。

⑤ 利用者

事前会員登録者

⑥ 運行事業者

ア 富良野市内に本社をおく交通事業者間の協議により下記の事業者による道路運送法第21条に定める一般乗用旅客自動車運送事業の乗合許可運行とする。

- ・事業者名 有限会社 中央ハイヤー
- ・所在地 富良野市西扇山1

イ 受託者は、令和5年11月1日から令和6年3月29日までの実証運行の期間は定められた運行経費を、運行事業者へ支払うこと。

ウ 運行事業者の業務は、車両・運行・運賃の管理とする。

⑦ 乗降ポイント

富良野市街地内に概ね 50 か所程度の乗降ポイントを設置し、利用者の乗降は乗降ポイント前とする。(今後の利用者説明会等で変更の可能性がある)



(2) 予約・配車システムの構築

① 基本機能

- ・会員登録者は、乗車する時間の7日前から30分前までに電話またはインターネットにより乗車予約を受け付け、即時に出発予定時刻と場所、到着予定時刻と場所をリアルタイムで通知し、会員登録者にお知らせできるシステムであること。
- ・先の予約成立後から新たな予約が発生した場合、即時に自動で可能な限り乗り合いが成立できるアルゴリズムを有し、さらに積雪の時期でも最適な運行が維持できるパラメーター変更の設定が可能であること。

② サーバ機能

- ・利用者情報（氏名、生年月日、性別、住所等）の事前登録が可能であり、利用者からの予約による運行が可能であること。
- ・利用者情報、乗降ポイント情報、予約情報、運行実績（利用者数、件数や利用者・乗降ポイント・利用時間をそれぞれ関連して把握したデータ）等の運行データを蓄積し、必要に応じてデータ分析ができ、利用促進に向けた運行改善の検討ができるシステムであること。
- ・ウェブやスマートフォンによる予約画面は、高齢者でも直感的にわかりやすく、操作性に優れたレスポンスの高いシステムであること。

- ・市役所や運行事業者においても、リアルタイムで運行状況を確認できる機能を有していること。

③ 運行事業者への伝達

- ・利用予約情報は、予約受付完了後、速やかに運行事業者が予め用意したインターネット環境に接続可能なパソコン、及び車載端末を通じて運転手へ伝達できるシステムであること。
- ・車載端末は受託者が用意し運行事業者に無償貸与するとともに通信に係る費用も受託者の負担とする。

④ レクチャー・リハーサル

- ・システムの利用に向けて、運行事業者に対する説明・指導・相談受付を行うこと。

(3) 利用促進に向けた支援

受託者は、利用促進に向けた企画立案、パンフレット・乗降ポイントマップ、乗降ポイント表示板の案を作成すること。また、市が行う地域住民説明会（7か所程度）の支援を行い、利用者の会員受付・登録・会員証の発行を行うこととする。

(4) コールセンター機能

電話での受付体制を構築し、オペレーターによる管理者WEBサイトへの手動登録ができるシステムであること。なお、電話での予約は運行日（平日のみ）のみとして、運行開始時刻の1時間前（8：00）から運行終了時刻（16：00）までとする。また、コールセンターの電話番号は本業務専用の番号を用意すること。

なお、コールセンター機能は、将来的に地元運行事業者において担うことができる仕組みであること。

(5) 成果品の提出

①導入設定完了時にサービス説明書やシステム設定書、ユーザーやドライバーアプリマニュアル。

②月ごとに利用登録状況や予約状況、運行実績がわかる業務報告データ。

③業務完了時には、乗車人員や運行に関する実績報告データ。

5. 守秘義務

(1) 受託者は、業務に関して本市から示された情報・資料・データ等、及び本業務遂行を通じて取得した情報・資料・データ等を漏洩してはならない。契約期間終了後も同様とする。当該情報を本契約以外の目的に使用する、または第三者に開示する必要がある場合は、事前に文書等にて本市の承認を得ること。

(2) 受託者は、個人情報等の保護の重要性を十分に認識し、業務の如何に関わらず個人の権利、利益を侵害することのないよう、必要な措置を講ずること。情報セキュリティ対策を確実かつ継続的に実施するための責任者を定め、対策の実施・点検・改善等を行う体制を整備

することとし、その概要を示す資料を提案時に示すこと。また本契約期間中、整備した体制を維持すること。

6. 再委託の制限等

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託または請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に本市に対して書面にて再委託の内容、再委託先（商号または名称）、再委託の概算金額、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を報告しなければならない。

7. その他

(1) 業務成果の帰属等

①著作権の帰属

本業務の実施により生じた著作物に関するすべての著作権は、富良野市に帰属する。

②著作権の処理

本業務の実施による成果物は、映像、画像等の著作権上の権利関係の整理を済ませた上で納入すること。

(2) 業務適用範囲の確認

本業務の実施について、社会一般に通常実施される業務項目は、本仕様書に記載のない事項であっても業務の範囲とする。受託者は、当該項目について疑義があるときは、富良野市と協議とすることができる。

8. 問合せ

富良野市 総務部 スマートシティ戦略室

住 所：〒076-8555 富良野市弥生町1番1号

電 話：0167-39-2305（直通）

Eメール：scf@city.furano.hokkaido.jp